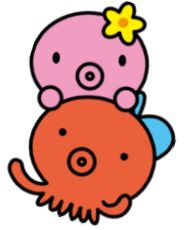




# 明石市

## 簡易耐震診断・耐震改修補助制度 Q & A（よくある質問）

### 簡易耐震診断について



Q 簡易耐震診断は何をするのですか？

A 簡易耐震診断とは、昭和56年（1981年）5月以前に着工した建物を対象に、大地震が起きた際の建物の安全性を評価するものです。実際に診断員が住まいに伺い、建物の形や壁の配置及び量、外壁や基礎の劣化具合等を目視で確認し評価します。

Q 診断の時は家の中に入りますか？

A 簡易耐震診断では、壁の配置や住宅の間取り、床下の状況等も確認します。そのため、住居内に入る可能性もありますので、立ち合いをお願いしております。

Q 簡易耐震診断は無料ですか？

A 無料です。申請者さまの費用負担はございません。

Q 申込から耐震診断までの流れを教えてください。

A お申込み後、2週間程度で診断員から連絡があります。その際に、診断日時等を決めていただき、訪問し診断する流れとなります。診断実施後、2週間程度で市から診断結果を送付させていただきます。

Q わが家は対象ですか？

A ①昭和56年（1981年）5月以前に着工された住宅で間違いありませんか？

②増改築はしていませんか？

- ・昭和56年5月以前にしている → OK
- ・昭和56年5月以降に構造上分離した別建物を増築している → OK
- ・昭和56年5月以降に構造上一体となった増築をしている → NG

③認定工法の住宅ではないですか？

（ハウスメーカーで建てられた認定工法の住宅は対象外です。）

①～③すべてを満たした住宅が対象となります。

Q 申込に必要な書類を教えてください。

A ①申込書（建築安全課ホームページからもダウンロード可能）

②建築時期の分かる書類の写し（登記簿謄本、権利書、固定資産課税台帳等）

③住宅の位置が分かる地図

この3点を明石市建築安全課にご提出ください。

Q 申込は先着順ですか？

A はい。枠が埋まり次第受付を終了します。例年5月頃から申込を受け付けています。

Q 申込書はどこでもらえますか？

A 申込用紙は、市のホームページからダウンロードして印刷していただくか、明石市建築安全課窓口にて配布しています。

Q 耐震診断員はどの業者に頼めば良いですか？

A 建築安全課ホームページにて掲載しております「耐震診断技術者名簿」の中から、診断員をお選びください。

Q 建築時期の分かる書類はどのようなものですか？

A 以下の書類に建築時期の記載があります。

- ①権利書
- ②家屋の登記簿謄本
- ③建築確認通知書
- ④固定資産課税台帳（明石市役所西庁舎2階 資産税課の窓口にて交付しています。※手数料300円）

Q リフォームしている場合増築になりますか？

A キッチンや浴室など一部を交換・修理した場合は増築とはなりません。部屋を増やすなどの柱や壁を増やす行為は増築として扱います。

Q 簡易耐震診断の対象とならない場合、どうすれば良いですか？

A 市から個別に建築士の紹介や派遣等はできかねますので、兵庫県建築士事務所協会 明石支部（電話：078-924-0026）をご案内しています。こちらでご相談いただき、適切な専門家の紹介等をご依頼ください。

# 耐震改修補助について



Q 計画策定とは何ですか？

A 計画策定は、簡易耐震診断よりも細かい診断と補強設計がセットになったもので、耐震性を向上させる補強計画を立てるものです。

Q シェルターとは何ですか？

A シェルターは、住宅が倒壊しても一部屋の安全性を確保するものです。寝室やリビング等の普段過ごす時間の長い部屋を強固にすることで、いざというときに逃げこむスペースを確保します。

Q 屋根軽量化とはどのような工事ですか？

A 屋根軽量化は、重い屋根から軽い屋根へ変更することで、地震時に建物にかかる力を減らすことができ、建物の揺れを小さくすることができます。

Q 簡易耐震診断を受けないと耐震改修の補助は受けられないのですか？

A 耐震改修の補助要件としては、以下のいずれかに当てはまるものが対象となります。

①簡易耐震診断の結果にて、「危険」「やや危険」と判断されたもの  
(簡易工事は「危険」と判断されたもの)

②計画策定での診断により耐震基準に満たないもの

Q 解体だけでも補助は受けられますか？

A 受けられません。

Q 既に耐震改修工事を行っている場合、補助を受けることは可能ですか？



A 市の交付決定を受けた後に改修工事の契約及び着手をしなければなりません。そのため、交付決定より前に工事が完了された場合は、補助金を交付できません。

Q 過去に補助金を受けた住宅は補助対象ですか？

A 過去に補助を受けられている場合は、対象外です。

Q 計画策定を受けていないと工事費の補助は受けることができないのですか？

A いいえ。簡易耐震診断をお受けされてから、計画策定を受けずに工事等をご検討される方もいらっしゃいます。ただし、その際の補強計画に用いる診断は、計画策定と同等の診断が必要となります。

Q どのメニューにすれば良いかわかりません。

A 簡易耐震診断を実施した診断員にご相談ください。

＼ お申込み・お問い合わせは ／

**明石市役所 建築安全課**

住所 〒673-8686  
明石市中崎1丁目5番1号  
明石市役所 本庁舎7階



TEL : 078-918-5046

MAIL : [kenchiku@city.akashi.lg.jp](mailto:kenchiku@city.akashi.lg.jp)